

幼児教育・保育の無償化 2019年10月スタートによる 認可外保育施設に係る補助制度変更のお知らせ

習志野市では2019年10月より実施する「幼児教育・保育無償化」に先立ち、認可外保育施設を利用している方へ独自に補助を実施してきました。

この度の無償化の実施により、10月より補助の実施について下記の通り変更します。

●補助額 3歳～5歳児クラス

市の「習志野市民間保育施設入所児童助成金」から「幼児教育無償化補助金」に移行します。

現行		令和元年10月1日以降	
上限額	補助の考え方	上限額	補助の考え方
40,000円/月	保育が必要な子どもの認可外保育施設の保育料と市の認可保育所保育料の差額	40,000円/月 ※国が定める補助額 37,000円/月+市独自で定める補助額3,000円/月を上乗せ	保育が必要な子どもに対して 一律40,000円/月 (保育料が40,000円/月を下回る場合は保育料額)

●補助額 0歳～2歳児クラス

住民税非課税世帯のみ市の「習志野市民間保育施設入所児童助成金」から「幼児教育無償化補助金」に移行します。住民税非課税世帯に該当しない方は変更ありません。

現行			令和元年10月1日以降		
対象	上限額	補助の考え方	対象	上限額	補助の考え方
保育が必要な子ども	40,000円/月	認可外保育施設の保育料と市の認可保育所保育料の差額	保育が必要な子ども のうち 住民税非課税世帯	42,000円/月	一律42,000円/月 (保育料が42,000円/月を下回る場合は保育料額)
			保育が必要な子ども のうち 住民税課税世帯	40,000円/月	認可外保育施設の保育料と市の認可保育所保育料の差額
制度変更なし（無償化の対象外）					

※無償化の対象は保育料です。食材料費、行事費等はこれまで通り保護者負担になります。ご注意ください。

○必要な手続き

無償化の対象となるためには、習志野市から「保育の必要性の認定」を受けなければならない。

認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、原則改めての認定申請は不要ですが、支給認定期間が切れている方については、改めて認定申請が必要です。認定証を紛失された方など、認定期間が不明な方は下記までお問い合わせください。

(注1) 認可外保育施設は、認可保育所等に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

○助成方法

利用料のお支払い後、3か月分をまとめて無償化上限額の範囲内（3歳から5歳 40,000円/月 0歳から2歳 42,000円/月）で市へ申請します。

市がお支払い状況等を確認した後、市から助成します。（年4回払い）

10月～12月分利用料は1月、1月～3月分利用料は4月に申請となります。

○併用利用（特例）

認可外保育施設の利用のみで上限額（3歳～5歳 37,000円/月、0歳～2歳 42,000円/月）に達しない場合は、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター、ベビーシッター等と併せて上限額まで無償化されます。

保育施設の利用料と併せて申請してください。

現在無償化の制度設計中であり、今後も一部変更となる可能性があります。

予めご了承くださいませようお願いいたします。

[幼児教育・保育無償化 問合せ 習志野市こども部こども保育課 電話 047-453-5511]